

邑楽町告示第103号

平成18年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年9月1日

邑楽町長 久保田 文 芳

1. 期 日 平成18年9月7日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

応招議員（20名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員	21番	大野栄	議員

○不応招議員（なし）

平成18年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成18年9月7日(木曜日) 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 4 議案第52号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第53号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第55号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第56号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第57号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第58号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第59号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第60号 邑楽町地区計画等の案の作成手続に関する条例
- 第13 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第62号 町道の路線認定及び廃止について
- 第15 議案第63号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算
- 第16 議案第64号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第17 議案第65号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計補正予算
- 第18 議案第66号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第19 議案第67号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第20 認定第 1号 平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 2号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 3号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 4号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 5号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 6号 平成17年度邑楽町水道事業会計決算認定について

出席議員（20名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員	21番	大野栄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	助役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
立沢茂	企画課長
神谷長平	庁舎建設室長
小島哲幸	税務課長
宮沢孝男	産業振興課長 兼農業委員 事務局長
並木邦夫	生活環境課長
増尾隆男	保険年金課長
横山正行	土木課長
中村紀雄	都市計画課長
岡村静代	住民課長
諸井政行	福祉課長
金子重雄	会計課長
石井貞男	水道課長
遠藤幸夫	学校教育課長

堀 井 隆 生涯学習課長
大 塚 久 夫 監 査 委 員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄 事 務 局 長
飯 塚 勝 一 書 記

開会及び開議の宣告

○中川健治議長 ただいまから平成18年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

諸般の報告

○中川健治議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○中川健治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において千金楽幸作議員、松原市祐議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○中川健治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から20日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、会期は20日までの14日間と決定しました。

日程第3 議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について

○中川健治議長 日程第3、議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年10月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である榛名町が廃され、その区域が高崎に編入されることと、また組合の組織団体である高崎市火葬場組合が平成18年9月30日限りで解散すること及び消防組織法の一部改正に伴い、組合規約の一部を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議 について

○中川健治議長 日程第4、議案第52号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第52号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

太田市外三町広域清掃組合では、リサイクルプラザの建設及び管理運営に当たり、広く住民の皆様に周知を図るべく、組合構成市町から一人でも多くの議員の選出をいただいておりますが、建設も既に完了し、定型的な管理業務に移り、所期の目的をほぼ達成できたことから、今回議員の定数についての規約を変更いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第53号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○中川健治議長 日程第5、議案第53号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第53号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の公平委員会の委員であります邑楽町大字赤堀520番地、橋本康正氏の任期が平成18年9月15日に満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○中川健治議長 日程第6、議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会の委員であります邑楽町大字石打895番地5、須永健一氏の任期が平成18年9月21日に満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 議案第55号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

○中川健治議長 日程第7、議案第55号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第55号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第55号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例

○中川健治議長 日程第8、議案第56号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第56号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法が改正されたことに伴い、邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の医療給付一部負担金及び医療機関等の定義を規定する条文中、文言の改正をする必要が生じたので、所要の改正をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第56号 邑楽町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○中川健治議長 挙手多数。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第9、議案第57号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第57号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、退職被保険者の増加による国民健康保険運営協議会の組織編成の見直しと、健康保険法の一部改正に伴い、邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第57号 邑楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第10、議案第58号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第58号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治体の制度融資における連帯保証人、徴求基準の見直しに伴い、群馬県小口資金融資促進制度要綱が改正されたため、邑楽町小口資金融資促進条例を改正する必要性が生じたので、所要の改正をいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより議案第58号 邑楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第11、議案第59号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第59号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、中小企業庁の指導による地方自治体の制度融資における連帯保証人、徴求基準の見直しに伴い、邑楽町中小企業融資促進条例においても所要の改正を行いたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第59号 邑楽町中小企業振興資金融資促進条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第60号 邑楽町地区計画等の案の作成手続に関する条例

○中川健治議長 日程第12、議案第60号 邑楽町地区計画等の案の作成手続に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第60号 邑楽町地区計画等の案の作成手続に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地区計画につきましては、住民の意向を反映させ、地区の特性に応じて建築物の用途、形態等に関する制限をきめ細かく定め、道路、公園等の公共施設の配置及び規模等について一体的、総合的な町づくりを計画することができるものとして昭和55年に創設された制度で、良好な市街地の整備及び保全を図ることを目的とするものであります。

よって、今後想定される地区計画等の案の作成に当たり、統一的な取り扱いを規定した手続条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市計画課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 議案第60号 邑楽町地区計画等の案の作成手続に関する条例について補足説明を申し上げます。

議案書は、議案書つづりの最後のページになります。ごらんいただきたいと思います。この条例は、第1条から6条により構成されております。

第1条は、趣旨を設けております。地区計画等の原案の作成手続に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、地区計画等の原案について、その内容を公衆に提示する方法を規定したものでございます。告示をいたしまして2週間縦覧することになります。

第3条は、地区計画等の原案について、前条以外の方法による提示方法について規定したものでございます。

第4条は、地区計画等の原案に対し、土地所有者等が町長に対して意見書を提出する場合の期限を規定したものでございます。縦覧期間満了後1週間以内となります。

裏面になります。第5条は、住民または利害関係人が町長に対して地区計画等の原案等の申出書を提出することができる事項を規定したものでございます。

第6条は、条例の施行に関して規則等への委任を規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第60号 邑楽町地区計画等の案の作成手続に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第13、議案第61号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第61号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

地方道路交付金事業幹線19号線道路新設18 1工事を施工するため、去る8月25日に指名競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が5,040万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、土木課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 議案第61号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

契約の目的、地方道路交付金事業幹線19号線道路新設18 1工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約の金額、5,040万円。

契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組、代表取締役、又野繁でございます。

工事の場所につきましては、邑楽町大字中野地内で、国道122号との交差点手前から南へ640メー

トルの区間でございます。

工事概要につきましては、車道舗装工5,521平方メートル、歩道舗装工3,648平方メートル、L型街渠工650メートル、歩車道境界ブロック工330メートル、転落防止さく工149メートル、のり面保護工、植生シート2,618平方メートル等でございます。

なお、工期につきましては、平成19年3月23日までの予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

桜井議員。

○15番 桜井征男議員 19号線のことについてちょっと聞きたいのですが、補正として工事を早く進めるといいことだと思うのです。ただ、私が心配しているのは、工事を、補正までとって早く工事を進める、それは結構なのですが、中央保育園の北の通りまで今仕上げているわけですが、それまでもし万が一早く補正として早く仕上げてしまうと、今度は車が通ってくればあそこがもう混雑して大変なことになるのかな。補正とるのは結構ですけども、南側に一日も早く目鼻がついた、一緒に開通できるような、そういう進捗状況はどうなっているのか、その辺ちょっと、補正ここで聞いては悪いかなと思ったのだけれども、もし教えていただければお伺いしたいと思います。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 ただいまの契約の締結についてご提案申し上げた案件につきましては、当初予算に計上してございます事業の執行でございます。なお、また19号線の進捗状況でございますが、今回の予定している部分につきましては、先ほど申し上げたとおり国道122号手前から南へ、中央保育園の北の通りから1本南の町道までの間の工事を予定しております。

それから、さらにその町道から南に向かいまして、路線名で申し上げますと町道幹線3号線、この間につきまして一部地権者の方の、まだ理解が得られていないところがございます。今後とも鋭意努力いたしまして早期完成に向けて頑張りたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○中川健治議長 桜井議員。

○15番 桜井征男議員 一部地権者の方からご理解を得られないというお話聞いたのですが、何だかその理由については私はわかりませんが、何とかせつかく議会を通過して19号線を何とか通そうということをやったわけです。とにかくもう頭を下げてご理解をいただいて、一日も早く開通ができるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第61号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第62号 町道の路線認定及び廃止について

○中川健治議長 日程第14、議案第62号 町道の路線認定及び廃止について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第62号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

鶯区画整理事業及び鞍掛第3工業団地造成事業並びに民間開発等に伴い、町道の路線認定及び廃止を行いたく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、土木課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 議案第62号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道路線廃止調書のとおり、17路線を新しく認定し、10路線を廃止いたしたく、道路法第8条2項に基づきご提案いたします。また、それぞれの調書の整理番号と路線図の番号は符合してございます。路線認定が延べ延長2,266.6メートル、路線廃止が延べ延長3,438.5メートルで、1,171.9メートルの減となる予定でございます。

参考ですが、今回議決をいただきますと町道の認定路線数は1,442路線、総延長45万8,202.7メートルになる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第62号 町道の路線認定及び廃止について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第63号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算

○中川健治議長 日程第15、議案第63号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第63号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,258万8,000円を追加し、予算の総額を86億2,934万3,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税の2億4,000万円、地方交付税9,595万6,000円、繰越金4億9,119万6,000円の増額と基金繰入金1億9,600万円及び町債810万円の減額であります。

歳出の主なものは、財政調整基金3億円、減債基金2億円の積み立てと土木費の道路橋りょう費7,992万円、都市計画費1,691万1,000円の増額と民生費の老人保健特別会計繰出金3,550万円の減額であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 お手元にあります18年度邑楽町一般会計補正予算（第2号）をごらんいただきたいと思います。主立ったものをかいつまんでご説明申し上げます。

ページにつきましては11、12ページをお開きいただきたいと思います。歳入の1款1項1目個人の町民税で2,000万円並びに2目の法人1億7,000万円、次に、すぐ下でございますが、2項固定資産税でございます。合計で5,000万円ですが、内訳としまして土地が3,000万円、償却資産が2,000万

円でございます。

また、下から二つ目、9款の地方交付税でございますが、9,595万6,000円の増額をするものであります。

次のページをお願いいたします。13款の国庫支出金、国庫補助金の3目土木費国庫補助金でございますが、14ページの方でございます。土地区画整理事業補助金としまして165万円の減額をするものであります。

また、一番下の14款県支出金でございます。2項県補助金、2目の民生費補助金におきまして、14ページの放課後児童対策事業費補助金ということで129万6,000円を増額するものであります。

また、一番下の方になりますが、下から2行目ですが、農業費の県補助金でございますが、農業農村応援事業補助金が246万円の減額。

次のページをお願いいたします。一番上ですが、蚕糸園芸振興事業ということで326万5,000円を増額をするものでございます。

また、その下の県委託金でございますが、4目教育費の委託金におきまして128万円、子どもと親の相談員活用調査研究委託金ということでございます。

次に、16款寄附金でございますが、指定寄附としまして455万円を計上するものであります。

17款の繰入金につきましては、財政調整基金におきまして1億9,600万円を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。18款の繰越金でございますが、4億9,119万6,000円を計上するものであります。

19款の諸収入におきます2目過年度収入ということで、国庫負担金の過年度収入で228万1,000円、保育所運営費負担金でございます。同じく2節の県負担金としまして114万円の計上であります。

また、20款の町債におきまして土木債300万円の減額、減税補てん債390万円の減額、臨時財政対策債におきまして120万円の減額をするものでございます。

以上が歳入についての主なものとなります。

次のページから歳出ということでご説明申し上げます。

2款の総務費、1項総務費の1目一般管理費でございますが、主なものとしましては、条例等の改正等がことしにおいては大変多かったということで、印刷製本費で100万円を計上するものが主な大きなものでございます。

次に、4目の財産管理費におきまして、その他補償金ということで110万円を計上するものでございます。

5目の財政調整基金費ということで、財政調整基金積立分3億円、次のページになりますが、減債基金積立分ということで2億円を計上するものでございます。

また、2款の2項2目賦課徴収費におきます滞納整理について管理をバッチシステムを使って管

理しようということで157万5,000円を計上するものとなっております。

次に、23ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費におきます3,550万円の減額でございますが、老人保健特別会計繰出金の減額をするものでございます。

25ページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目の保育所費でございますが、26ページの方をごらんいただきますと、二つ目の丸で保育園管理運営事業ということで499万1,000円、各3園の、それぞれ足上げたものでございます。中央保育園におきましては、臨時保育士の賃金187万5,000円を減額するものとなっております。

次のページをお願いいたします。上の方から最初のポチでございますが、北保育所の管理運営事業でございます。ここにおきます主なものとしましては、修繕料150万8,000円を計上するものでございます。

下のポチで南保育園でございますが、これにつきましては賃金で281万4,000円、臨時保育士賃金を計上するものが主なものでございます。

次に、29、30ページでございますが、9月1日から保健センターが完成し、開所しておりますが、それに伴って母子センター費から保健センターということで、保険年金課の管轄に移るとということでの予算書の移しかえを行ったものが30ページにおいて保健指導室の経費減額、32ページにおきます保険年金課の一般経費ということで、ほぼ同じ項目にわたって計上したものでございます。

また、下の方になります。医療対策事業費ということで、邑楽館林医療事務組合の負担金が215万円の計上となっております。

33ページ、34ページをお願いいたします。4款1項4目の母子センター費300万でございますが、駐車場の改良工事ということで300万円を減額するものでございます。

7目の保健センター費でございますが、50万円、これについては寄附のお金を用いて備品を購入するというものでございます。

6款の1項3目農業振興費におきます34ページの方でございますが、水田農業対策事業補助金246万円の減額、大規模生産体制整備事業補助金326万5,000円、これにつきましては機械等の整備に充てます補助率の事業によって補助率の変更が伴うということでの計上でございます。

次に、37ページ、38ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋りょう費、3目の道路新設改良費でございますが、これにつきましては7,990万円を計上しております。内訳につきましては、路線測量、補償調査委託料で600万、町道整備事業で6,200万円、道路用地購入費で180万円、物件移転補償で960万円といったものを内容とするものでございます。

また、その下の4項都市計画費、2目土地区画整理費におきます1,689万8,000円の増額でございますが、主なものとしまして排水路築造工事1,688万4,000円をしようとするものでございます。

次の39、40ページをお願いいたします。9款消防費におきます災害支援事業100万円でございますが、特定寄附の中に新潟における地震見舞いとして支出していただきたいという特定の寄附がござい

ますので、災害対策費ということで計上するものであります。

次に、10款教育費に移りますが、3目の学校教育指導費でございますが、128万、そのうちの子どもと親の相談員活用調査研究委託事業ということで、大半が臨時職員の賃金ということで126万円を計上するものでございます。

次に、小学校費の学校管理費でございますが、中野小学校運営事業ということで244万5,000円、内訳につきましては、次のページの一番上でございますが、光熱水費で181万8,000円を計上する内容となっております。

次に、43、44ページをお願いいたします。3項の中学校費、2目教育振興費でございますが、44ページの方です。教育振興事業ということで335万8,000円、内訳としまして3段目になりますが、教材用備品購入200万円、邑楽中学校です。それと、同じく下の方になってきますが、南中学校におきます教材用備品購入費100万ということで、特定寄附を、指定寄附を受けた財源をもとに子供のためということで、こちらで備品購入をしたいという計上でございます。

47ページをお願いいたします。13款の諸支出金、普通財産取得費、1目の土地取得費でございますが、これにつきましては分署建設予定地ということで土地を購入したいということでの計上でございます。

以上で一般会計についての補足を終わらせていただきます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

金子議員。

○6番 金子正一議員 歳出の47、48ページなのですが、総務課長の方から詳細にわたりまして説明を受けたわけでございますけれども、13款の諸支出金の普通財産取得費、特に土地の取得費ということですが、当初存目ということの計上であったわけですが、今回4,167万6,000円の補正計上ということであります。説明によりますと、消防施設、いわゆる分署の建設予定地ということの取得の目的のようでありますけれども、これらの計上するまでの今までの経緯と申しますか、経緯ということと、それから取得目的はわかりました。取得の面積、そして取得する土地の場所については、具体的にどこを購入予定であるのか、お伺いいたしたいと思えます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 面積でございますが、正確な数字は4,500と何平米といった大きさになります。

それと、場所についてでございますが、一応選定をして今地主の方との交渉ということでございますので、どこの位置というのがなかなかまだ申し上げにくい状況ということでご理解いただきたいと思います。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 取得する土地の位置については、現在地権者の方と詰めている状況のようでもありますけれども、目的とするところは住民の方の生命と財産を守るということの大きなねらいが

あるわけでございますので、経緯については特に何うことができませんでしたが、取得する土地の位置等についても、今地権者との話し合いが鋭意進められていることだと思いますが、予算を計上するということになれば、位置等の部分についても当然この辺を考えているのだということの具体的な考え方があってしかるべきだと思うのですが、もし教えていただければ発言をお願いしたいと思いますが、やむを得ず教えていただけないということであれば、これは仕方ありませんが、私たち審議する上で、町民の方もそれぞれ関心を持っていることだろうと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 用地につきましては、役場の庁舎もタワーの近所に行くということで今進めているわけですが、やはり消防施設についても、その近くに設置した方がお互いに連携がとれていいだろうということも踏まえまして、近くに、タワー近辺に用地を取得したいということでの今交渉を進めているということでございます。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第63号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前10時57分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時20分 再開〕

日程第16 議案第64号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第16、議案第64号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第64号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,327万円を追加し、予算の総額を25億6,777万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金及び繰越金の増額と県支出金の減額であります。歳出については、総務費、保険給付費、共同事業拠出金、諸支出金及び予備費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第64号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第65号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第17、議案第65号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第65号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,988万7,000円を追加し、予算の総額を18億4,499万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額と繰入金の減額であります。歳出については、総務費、医療諸費、諸支出金及び予備費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第65号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第66号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第18、議案第66号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第66号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,538万6,000円を追加し、予算の総額を11億2,273万9,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額であります。歳出については、保険給付費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第66号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第67号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第19、議案第67号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第67号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150万9,000円を追加し、予算の総額を4億9,346万円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、繰越金の増額であり、県補助金及び町債の減額であります。歳出の主なものは、工事請負費、補償補てん及び賠償金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第67号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第20 認定第1号 平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第25 認定第6号 平成17年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○中川健治議長 日程第20、認定第1号 平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第25、認定第6号 平成17年度邑楽町水道事業会計決算認定についてまでの6件について一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 認定第1号 平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成17年度邑楽町水道事業会計決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成17年度各会計決算につきましては、地方自治法及び公営企業法の規定により、去る8月21日、22日の2日間にわたり監査委員の審査に付して、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 次に、監査委員から報告を願います。

大塚監査委員。

○大塚久夫監査委員 議長さんのお許しを得まして、決算審査結果の報告をいたしたいと思います。

去る8月21日、22日の2日間、所管関係課長等の出席を求め、慎重に決算の審査をいたしました。その結果につきましては、皆さん方のお手元に印刷配付のとおりであります。この意見書の朗読をもって決算審査報告にかえさせていただきたいと思います。

平成17年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成17年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成17年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成17年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成17年度邑楽町下水道事業特別

会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

記

1、審査期日 平成18年8月21日・22日

2、審査対象

- (1) 平成17年度邑楽町一般会計
- (2) 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計
- (3) 平成17年度邑楽町老人保健特別会計
- (4) 平成17年度邑楽町介護保険特別会計
- (5) 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計

3、審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	8,862,500,285円
歳出総額	8,090,471,724円
歳入歳出差引額	772,028,561円

平成17年度の一般会計決算額は上記のとおりであり、前年度と比較して歳入で0.3%増、歳出で2.2%減となり、順調な決算となっております。

このことは、大変厳しい経済情勢の中で堅実に予算編成をし、健全な財政運営を行った結果と思われま。

歳入においては、町税や繰入金、繰越金などの自主財源、施設整備に伴う国庫支出金の増加が見られる反面、前年度の減税補てん債借りかえに伴う町債の大幅な減少が見受けられます。

町税収入37億6,607万円は、前年度と比較して6.5%増で歳入総額の42.5%を占めております。

今年度は、町税に多額の不納欠損処理が見受けられますが、税は貴重な収入源であることから、できる限り債権確保に努力し、税収の確保を図る必要があると思われま。

また、三位一体の改革により交付税などが削減される中、徴収率の低下は財政運営に影響を及ぼすことから、徴収対策を強化し、徴収率の向上を図ることが必要であると思われま。

こうしたことから、今まで以上に税知識の普及と納税意識の高揚を図り、納税者の理解と協力を得て、より一層徴収率の向上に努力されるよう要望いたします。

歳出においては、予算現額86億3,443万円に対し決算額は80億9,047万円で、一部繰越明許費繰越額がありましたので執行率は96.9%となっております。

例年、決算書に繰越明許費を見受けまますが、繰越明許費は普通地方公共団体の会計年度独立の原則に対する例外規定であることから、安易に運用することのないように希望いたします。

投資的経費については、前年度比15.3%増で歳出総額の21.0%を占め、主な事業としては保健センター建設事業、町道幹線6号線、19号線などの緊急地方道路整備工事、長柄小学校耐震補強・大

規模改造工事、南保育園移転改築事業、南児童館建設事業、北児童館改築事業等の施設整備に努められました。

継続的事業としては、町道の改良整備、用悪水路の改修、公園整備事業、土地区画整理事業等の生活環境整備を図り、第4次総合計画で計画された事業の集大成ともいべき事業が執行されました。

経常的事業についても広範囲にわたる事務事業を推進し、環境保全・住民福祉の向上に寄与されたことがうかがわれます。

平成17年度の財政状況の概要については以上のとおりですが、時代の転換期を迎え、さらに少子高齢社会の到来、多様化する町民ニーズ等ますます増大する財政需要に対処するため、積極的な財源確保を図る必要があると思われまます。

今後、地方分権、行財政改革を推進する中において、最少の経費で最大の効果が得られますよう財政運営に努め、さらに時代に沿った事務事業の改善・見直しを行い、より一層の効率的な行政執行に努められることを期待するとともに、これからも健全財政を堅持されるよう希望いたします。

(2) 国民健康保険特別会計

事業勘定

歳入総額	2,474,713,537円
歳出総額	2,317,856,268円
歳入歳出差引額	156,857,269円

平成17年度国民健康保険特別会計事業勘定の決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、前年度と比較して8.2%増であり、総額の33.9%を占める国民健康保険税は前年度比5.1%増となっております。

国庫支出金については、今年度制度改正が行われたことから前年度より4.7%減少となった反面、県支出金が前年度比618.4%の増加となっております。

また、一般会計繰入金については、前年度比11.3%増となっております。そして、これらの収入が主な財源で合わせて総額の71.5%を占めております。

年々、一般会計への依存が強くなりつつあり、国民健康保険税のあり方など早急な対応が必要かと思われまます。

国民健康保険税は制度のかなめであり、徴収率は前年度よりわずかながら上昇したものの76.4%と低いことから、より一層徴収率の向上に努力されるとともに、税の公平性を堅持されることを強く望みます。

歳出においては、前年度比9.2%増であり、総額の66.3%を占める保険給付費は15億3,757万円で前年度比11.3%増、老人保健拠出金は前年度比0.4%増となり、合わせて総額の87.8%を占めております。

国民健康保険事業は、団塊の世代が退職期を迎えたことによる本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増加などから、今までにない厳しい状況が予想されることから、健全財政への条件整備が不可欠と思われまます。

保健事業の充実改善を積極的に取り組み、被保険者の健康への認識と健康の保持増進に努めるとともに、医療費適正化を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されるよう強く希望いたします。

(3) 老人保健特別会計

歳入総額	1,898,606,656円
歳出総額	1,823,218,469円
歳入歳出差引額	75,388,187円

平成17年度の老人保健特別会計決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、前年度比6.5%増であり、支払基金交付金は前年度比3.3%減、国庫支出金は前年度比17.1%増で、合わせて総額の82.6%を占めております。

歳出においては、前年度比2.8%増であり、総額の99.5%を占める医療諸費は前年度比2.8%増となっております。

総体的には、平成14年10月の制度改正により被保険者は減少しているものの、入院患者の増加や医療水準の高度化により歳入歳出ともに増加に転じた結果となっております。

これは、1人当たりの医療費がかさんでいる結果であり、今後高齢社会の到来により対象者は増加の一途をたどり、医療費はますます増大することが予想されますので、健康相談や健康教育等老人保健法による保健事業と連携し医療の受給対象者に対し健康への自覚と適正な受診を呼びかけ、医療費適正化に積極的に取り組まれるよう希望いたします。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	1,050,984,109円
歳出総額	1,035,596,776円
歳入歳出差引額	15,387,333円

平成17年度の介護保険特別会計決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、介護保険料が総額の15.1%を占め、前年度比3.1%増、国庫支出金が前年度比0.7%増、支払基金交付金は0.2%増、一般会計からの繰入金金は6.1%増で、これらを合わせると総額の85.4%を占めております。

歳出においては、保険給付費が総額の94.7%を占めており、前年度比1.8%増となっております。

平成17年10月から介護保険制度改革が一部施行され、段階的に新たな地域包括ケアシステムの再構築がなされる中、町民にとって、よりよい介護サービスのあり方を選択し、住民サービスの向上を図る必要があると思われまます。

今後、高齢社会の到来により、要支援・要介護認定者が年々増加傾向にあることから介護制度の

充実を図り、介護保険事業が公平で適切かつ健全に運営されますよう希望いたします。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	602,779,294円
歳出総額	569,569,776円
歳入歳出差引額	33,209,518円

平成17年度の下水道事業特別会計決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、前年度比33.1%増であり、一般会計からの繰入金と町債で総額の63.0%を占めております。

歳出においては、下水道費が前年度比44.6%増、公債費が前年度比5.0%増となっており、総体的には前年度比32.8%増となっております。

現在の下水道認可区域は、市街化区域の約60.7%にまで拡大し、供用開始区域は、そのうち57.3%ほどとなっており、着々と整備が進んでおります。

下水道整備には多額の事業費を要するので、特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分に図りながら効率的で効果的な施設整備を行い、住民の快適な生活環境を確立するため努力されるよう望みます。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

平成18年 8月29日

邑楽町長 久保田 文 芳 様

邑楽町監査委員 大 塚 久 夫

邑楽町監査委員 石 井 悦 雄

平成17年度邑楽町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成17年度邑楽町水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は下記のとおりであります。

記

- 1、審査期日 平成18年 8月22日
- 2、審査対象 平成17年度邑楽町水道事業会計
- 3、審査意見

水道事業収益	544,888,349円
水道事業費用	502,650,459円
当年度純利益	42,237,890円

平成17年度水道事業会計決算は上記のとおりであり、事業収益は前年度比1.1%減、事業費用は前年度比1.5%減となっております。

建設改良工事については、第5水源代替井掘削工事や配水管布設工事等を重点的に施工され、水の安定供給に努力されました。

事業収益においては、下水道普及に伴い節水意識の定着や未納者の増加等が減収の原因とされます。

事業費用については、県水受水量の契約見直しを県へ粘り強く働きかけたことにより、県水受水費用が減少しております。

その結果、総体的には4,224万円の純利益を計上することができたものと思われま

す。このことは、経営改善に鋭意努力された結果と思われ、今後も引き続き研究・検討を重ねてほしいと思います。

水は毎日の生活に欠くことのできないものであり、施設整備と経営改善に努められ、安全な飲料水を安定的に供給するため一層の努力をされ、財源の確保を図り、より健全な経営が行われるよう希望いたします。

なお、水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他附属書類を審査し、関係諸帳簿証書類を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行われていたことを認めます。

平成18年 8月29日

邑楽町長 久保田 文 芳 様

邑楽町監査委員 大 塚 久 夫

邑楽町監査委員 石 井 悦 雄

以上で終わります。

○中川健治議長 これをもちまして提案説明及び監査報告を終了しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成17年度各会計の決算認定の件につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 ご異議ないものと認めます。

よって、そのように取り扱うことにいたします。

散会の宣告

○中川健治議長 以上で本日の日程は終了しました。

あすは午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

大変にお疲れさまでした。

〔午前 11 時 46 分 散会〕